



県立学校

家族休暇制度の試行について

県立学校家族休暇制度とは

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業をはじめとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられています。

本制度は、保護者の責任のもとで子どもたちが平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。



県立那覇工業高等学校定時制課程



沖縄県・沖縄県教育委員会



【制度の概要】

■試行期間

令和7年度後期(10/1~R8.3/31)

■取得できる日数

3日間 ※分けてとることも可能

■休暇の取扱い

出席停止・忌引等

※欠席にはなりません。

■取得できない日

学校行事や定期テスト等がある日、その他学校が定める日

※取得することで出席日数不足・出席時数不足になる生徒は取得できません。

■対象となる活動

保護者とともに過ごす活動

であれば、特に制限はありません。

例 家族旅行

■届出の期限

取得日の1週間前までに担任に届け出てください。

※休暇日の給食費の返金はできません。

■授業への対応

自主学習での対応となり、補習等はいりません。

【お問い合わせ先】

■制度全般に関すること

県教育庁県立学校教育課

電話：098-866-2715

■届出手続等に関すること

県立那覇工業高等学校

電話：098-877-6144

← 詳細は、教育委員会HPをご覧ください